特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
24	特定公的給付の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴門市は、特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報を取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

鳴門市長

公表日

令和8年10月1日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定公的給付の支給に関する事務を行う。 【1】対象となる特定公的給付 （1）令和6年度鳴門市価格高騰重点支援給付金事務（新たな非課税世帯等給付金）【令和6年11月30日終了】 （2）令和6年度鳴門市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務【令和6年11月30日終了】 （3）令和6年度鳴門市価格高騰重点支援給付金事務（非課税世帯・こども加算）【令和7年8月31日終了】 （4）令和7年度鳴門市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務【令和7年11月30日終了】 （5）令和7年度物価高対応子育て応援手当支給事務【令和8年5月31日終了】 【2】特定個人情報ファイルは以下の場合に利用する。 ・特定公的給付の審査及び決定に関する事務 ・対象者のうち、公金受取口座の情報を取得する事務
③システムの名称	特定公的給付金システム、統合利用番号連携サーバー、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
（1）（3）価格高騰重点支援給付金ファイル、（2）（4）定額減税補足給付金（調整給付、不足額給付）ファイル、 （5）物価高対応子育て応援手当ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項、別表第135項 2. 公金受取口座登録法 ・第10条（「特定公的給付」に指定） 3. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項及び第162条 情報提供の根拠 なし	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	（1）（3）健康福祉部社会福祉課 （2）（4）総務部総務財政課 （5）こども未来創造部子育て支援課
②所属長の役職名	（1）（3）社会福祉課長 （2）（4）総務財政課長 （5）子育て支援課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鳴門市総務部総務財政課 〒772－8501　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088－684－1203
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	(1)(3)鳴門市健康福祉部社会福祉課 (2)(4)鳴門市総務部総務財政課 (5)こども未来創造部子育て支援課 〒772－8501　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088－684－1111
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年2月2日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない（入手） [○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー連携により情報照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	副本登録等に使用する宛名管理システムにおいて、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限している。また、中間サーバーを用いてマイナンバー連携による情報照会を行う際には、日時・操作者名・使用目的・照会件数を記録している。これらの対策を講じていることから、事務に必要のない情報へのアクセスが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月22日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数	令和6年11月1日　時点	令和7年11月30日　時点	事後	時点修正
令和7年12月22日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数	令和6年11月1日　時点	令和7年11月30日　時点	事後	時点修正
令和7年12月22日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事業の概要	公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定公的給付の支給に関する事務を行う。 【1】対象となる特定公的給付 （1）令和6年度価格高騰重点支援給付金事務（新たな非課税世帯等給付金）【令和6年11月30日終了】 （2）令和6年度定額減税補足給付金（調整給付）支給事務【令和6年11月30日終了】 【2】特定個人情報ファイルは以下の場合に利用する。 ・特定公的給付の審査及び決定に関する事務 ・対象者のうち、希望者については、公金受取口座の情報を取得する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定公的給付の支給に関する事務を行う。 【1】対象となる特定公的給付 （1）令和6年度鳴門市価格高騰重点支援給付金事務（新たな非課税世帯等給付金）【令和6年11月30日終了】 （2）令和6年度鳴門市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務【令和6年11月30日終了】 （3）令和6年度鳴門市価格高騰重点支援給付金事務（非課税世帯・こども加算）【令和7年8月31日終了】 （4）令和7年度鳴門市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務【令和7年11月30日終了】 【2】特定個人情報ファイルは以下の場合に利用する。 ・特定公的給付の審査及び決定に関する事務 ・対象者のうち、公金受取口座の情報を取得する事務	事後	
令和7年12月22日	Ⅰ関連情報　2．特定個人情報ファイル名	（1）価格高騰重点支援給付金ファイル、（2）定額減税補足給付金（調整給付）ファイル	（1）（3）価格高騰重点支援給付金ファイル、 （2）（4）定額減税補足給付金（調整給付、不足額給付）ファイル、	事後	
令和7年12月22日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　①部署	（1）健康福祉部社会福祉課 （2）企画総務部総務課	（1）（3）健康福祉部社会福祉課 （2）（4）企画総務部総務課	事後	
令和7年12月22日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	（1）社会福祉課長 （2）総務課長	（1）（3）社会福祉課長 （2）（4）総務課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月13日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事業の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定公的給付の支給に関する事務を行う。 【1】対象となる特定公的給付 （1）令和6年度鳴門市価格高騰重点支援給付金事務（新たな非課税世帯等給付金）【令和6年11月30日終了】 （2）令和6年度鳴門市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務【令和6年11月30日終了】 （3）令和6年度鳴門市価格高騰重点支援給付金事務（非課税世帯・こども加算）【令和7年8月31日終了】 （4）令和7年度鳴門市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務【令和7年11月30日終了】 【2】特定個人情報ファイルは以下の場合に利用する。 ・特定公的給付の審査及び決定に関する事務 ・対象者のうち、公金受取口座の情報を取得する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定公的給付の支給に関する事務を行う。 【1】対象となる特定公的給付 （1）令和6年度鳴門市価格高騰重点支援給付金事務（新たな非課税世帯等給付金）【令和6年11月30日終了】 （2）令和6年度鳴門市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務【令和6年11月30日終了】 （3）令和6年度鳴門市価格高騰重点支援給付金事務（非課税世帯・こども加算）【令和7年8月31日終了】 （4）令和7年度鳴門市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務【令和7年11月30日終了】 （5）令和7年度物価高対応子育て応援手当支給事務 【2】特定個人情報ファイルは以下の場合に利用する。 ・特定公的給付の審査及び決定に関する事務 ・対象者のうち、公金受取口座の情報を取得する事務	事前	
令和8年2月13日	Ⅰ関連情報　2．特定個人情報ファイル名	（1）（3）価格高騰重点支援給付金ファイル、 （2）（4）定額減税補足給付金（調整給付、不足額給付）ファイル	（1）（3）価格高騰重点支援給付金ファイル、 （2）（4）定額減税補足給付金（調整給付、不足額給付）ファイル、 （5）物価高対応子育て応援手当ファイル	事前	
令和8年2月13日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用	1．番号法 ・第9条第1項、別表第135項 2．公金受取口座登録法 ・第10条（「特定公的給付」に指定）	1．番号法 ・第9条第1項、別表第135項 2．公金受取口座登録法 ・第10条（「特定公的給付」に指定） 3．番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月13日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	(1)の事務で実施 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項 情報提供の根拠 なし	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項及び第162条 情報提供の根拠 なし	事前	
令和8年2月13日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　①部署	(1)(3)健康福祉部社会福祉課 (2)(4)企画総務部総務課	(1)(3)健康福祉部社会福祉課 (2)(4)企画総務部総務課 (5)こども未来創造部子育て支援課	事前	
令和8年2月13日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	(1)(3)社会福祉課長 (2)(4)総務課長	(1)(3)社会福祉課長 (2)(4)総務課長 (5)子育て支援課長	事前	
令和8年2月13日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数	令和7年11月30日　時点	令和8年2月2日　時点	事後	
令和8年2月13日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数	令和7年11月30日　時点	令和8年2月2日　時点	事後	
令和8年10月1日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　①部署	(1)(3)健康福祉部社会福祉課 (2)(4)企画総務部総務課 (5)こども未来創造部子育て支援課	(1)(3)健康福祉部社会福祉課 (2)(4)総務部総務財政課 (5)こども未来創造部子育て支援課	事後	組織改編による部署名変更
令和8年10月1日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	(1)(3)社会福祉課長 (2)(4)総務課長 (5)子育て支援課長	(1)(3)社会福祉課長 (2)(4)総務財政課長 (5)子育て支援課長	事後	組織改編による部署名変更
令和8年10月1日	Ⅰ関連事項　7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	鳴門市企画総務部総務課	鳴門市総務部総務財政課	事後	組織改編による部署名変更
令和8年10月1日	Ⅰ関連事項　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(1)(3)鳴門市健康福祉部社会福祉課 (2)(4)鳴門市企画総務部総務課 〒772－8501　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088－684－1111	(1)(3)鳴門市健康福祉部社会福祉課 (2)(4)鳴門市総務部総務財政課 (5)こども未来創造部子育て支援課 〒772－8501　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088－684－1111	事後	組織改編による部署名変更
令和8年10月1日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数	令和8年2月2日　時点	令和8年8月1日　時点	事後	時点修正